

茅ヶ崎市教育基本計画の中間見直しについて

**茅ヶ崎市教育基本計画（令和8年度改定版）
骨子（案）**

1 改定の趣旨

茅ヶ崎市教育委員会では、令和3年度から12年度までの10年間を計画期間とする「茅ヶ崎市教育基本計画」を策定し、教育施策に取り組んでいるところです。

計画の策定後における社会情勢の変化や国の動向等を踏まえ、計画後期の5年間で必要な施策を計画に盛り込む必要があることから、茅ヶ崎市教育基本計画（令和8年度改定版）を策定することとします。

なお、次期茅ヶ崎市教育大綱の取扱いの方針として、令和6年10月17日に開催した茅ヶ崎市総合教育会議における協議にて、教育大綱と教育基本計画の連動性をより高めるとともに、本市の教育行政の方向性を市民により分かりやすいものとするため、「本市における教育振興基本計画である茅ヶ崎市教育基本計画をもって、教育大綱に代える」ことを決定しました。

改定の基本的な考え方として、計画の中間見直しであることを踏まえ、「基本理念」「基本方針」といった基本的な考え方は継承し、本計画に基づく施策を引き続き推進するものとします。

そのうえで、計画策定後の社会状況の変化、国の動向（第4期教育振興基本計画の策定等）、これまでの取り組み（令和3年度～）の成果及び課題を踏まえ、「基本方針別重点施策」を中心とした施策体系の見直しを行います。

また、見直しにあわせて、政策の効果を確認する指標について、必要な追加・修正等を行います。

① 新型コロナウイルス感染症の流行と将来の予測が困難なVUCAの時代

コロナ禍は感染者数の増加と減少を繰り返し、市民生活に大きな影響を与えましたが、それを契機にGIGAスクール構想が推進され、小・中学校のICT化は急速に発展しました。そのような未曾有の感染症拡大やそれによる社会変化が示すように、現代は将来の予測が困難な時代であり、その特徴から「VUCA（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性）」の時代とも言われ、危機に対応する強靭さを備えた社会の構築が求められています。

② 子どもを取り巻く社会問題の多様化・複雑化

いじめ・不登校、子どもの貧困、ヤングケアラー、児童虐待など、子どもを取り巻く社会問題が多様化しています。また、特別支援教育等への理解が広がることで、外国につながるのある子どもや、障がい等による特別な配慮を必要とする子どもが増え、これまで以上に一人一人へのきめ細かな支援・指導が求められています。

③ 少子化、人口減少、高齢化

国立社会保障・人口問題研究所の令和5年度推計によると、総人口は50年後に現在の7割に減少、65歳以上人口はおよそ4割になると推計されています。茅ヶ崎市では、令和2年国勢調査を基準とした令和27年までの将来推計人口によると、人口は令和7年の約24.3万人をピークに減少する見込みです。また、年少人口は、約3.3万人の平成22年がピークであり、令和7年までに約3千人減少し、約3万人となり、令和27年まで減少が続く見込みです。老年人口は、令和2年～令和7年にかけて約3千人増加し、令和27年には約9.1万人となり、2.5人に1人が65歳以上となる見込みです。

④ 教職員の長時間勤務、教師不足

学校における働き方改革の取り組みが進められていますが、依然として、長時間勤務の教職員も多い状態が続いています。また、全国的に教師不足が深刻化しています。加えて、令和4年度調査によると、教育職員の精神疾患による病気休職者数が過去最高を記録するなど、教職員の働き方改革の取り組みをさらに加速させていく必要があります。

⑤ Society 5.0（超スマート社会）

第6期科学技術・イノベーション基本計画において、我が国が目指すべき未来社会像を「持続可能性と強靭性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人一人が多様な幸せ（well-being）を実現できる社会」として人間中心の社会としての「Society 5.0（超スマート社会）」が示され、実現のために教育の果たす役割は重要になっています。

① 中央教育審議会（令和3年1月26日答申）

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～

「令和の日本型学校教育」の姿として、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指していくことが示されました。

② こども家庭庁の創設及びこども基本法の成立（令和5年4月1日施行）

「こども大綱」に基づき、政府全体のこども施策を推進していくためにこども家庭庁が創設されました。また、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的にこども基本法が成立しました。

③ 第4期教育振興基本計画の策定（令和5年6月16日閣議決定）

「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」をコンセプトとして、5つの基本的な方針と、16の目標と基本施策、指標を定めた計画が策定されました。

④ 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（令和6年10月31日公表）

小・中学校におけるいじめの認知件数は711,633件であり、前年度に比べ48,285件増加しました。また、小・中学校における不登校児童生徒数は346,482人であり、前年度から47,434人増加し、過去最多となりました。

本計画策定後、施策を進めるにあたり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条に基づいた点検・評価と本計画の進行管理を一体的に行っています。

点検・評価で進捗管理を行ってきた主な取り組みは、次のとおりです。

【基本方針1 未来を拓く力をはぐくむ学校教育の充実】

- ・ 市内初のコミュニティ・スクールの設置（令和3年度）
- ・ 全小・中学校へ勤怠管理システムの導入（令和3年度）
- ・ 教職員のストレスチェックの実施（令和4年度）
- ・ 全小・中学校へ統合型校務支援システムの導入（令和5年度）

【基本方針2 ひとづくり、つながりづくり、地域づくりを進める社会教育の充実】

- ・ 茅ヶ崎市博物館の開館（令和4年度）
- ・ 社会教育施設のWi-Fi整備（令和4年度）
- ・ デジタルアーカイブの構築（令和4年度）
- ・ 藤間家住宅主屋耐震診断等実施（令和6年度）
- ・ 体験学習センターの指定管理者制度導入（令和6年度）

【基本方針3 教育活動を効果的に進める教育行政の充実】

- ・ 学校施設整備基金の設置（令和4年度）
- ・ 学校施設再整備基本計画の策定（令和5年度）
- ・ 中学校給食の開始（令和6年度）

点検・評価で進捗管理を行ってきた主な取り組みの課題は、次のとおりです。

【基本方針1 未来を拓く力をはぐくむ学校教育の充実】

子どもを取り巻く社会問題の多様化・複雑化に対応するため、ICT等を活用した個別最適な学びと協働的な学びのさらなる推進や、コミュニティ・スクールをはじめとした地域や多様な主体との連携・協働の推進が必要です。

また、将来の予測が困難な時代に適応していくため、地域とともに、持続可能な社会の創り手の育成が必要です。

加えて、教職員の働き方の改善のための取り組みを加速化させていく必要があります。

【基本方針2 ひとづくり、つながりづくり、地域づくりを進める社会教育の充実】

持続可能な地域運営にあたり、地域の担い手の固定化及び高齢化や、後継者不足に対し、新たな担い手の育成や、地域と学校とのゆるやかな協働の仕組みが必要です。また、地域課題解決のためには、社会教育関係職員による専門性の向上による各社会教育施設の機能強化が求められています。

文化財の保護・活用の推進については、国・県や地域との調整を着実に進めていく必要があります。

【基本方針3 教育活動を効果的に進める教育行政の充実】

多様化・複雑化した教育課題に対し、さまざまな調査等から獲得する課題に関連するデータ等を多面的に分析・活用し、教育現場と教育委員会が一体となって、さらには市長部局との連携を強化したうえで、教育行政を推進していく必要があります。

3 主な改定の内容（例示）

計画前期を振り返ると、コロナ禍という困難な状況下からも、学びのあり方などの大きな変化に対応し、多くの成果を挙げたと言えますが、多様化・複雑化の様相を呈している課題にこれからも戦略的に向き合っていく必要があります。

計画後期に重点的に取り組むべき方向性の柱は、「地域」「個」「データ活用」が主なテーマとなる以下の5つと捉え、重点的に取り組みます。また、市全体としての切れ目のない個別支援を目指し、市長部局との効果的な連携強化を企図します。

① 地域と学校が一体化して取り組む教育の推進（「地域」をテーマにした教育の推進）

持続可能な地域づくりに向けた地域と学校が抱える課題解決のために、それぞれの役割分担を明確にし、専門性を生かし、両輪で施策を展開していきます。たとえば、学校においてはコミュニティ・スクールの充実、社会教育においてはふるさと意識を醸成する教育活動の積極的推進による地域の教育力の向上に、重点的に取り組みます。【関連施策案1-1. 3-2. 4-1. 5-3. 7-3】

② ICT等を活用した学習環境のさらなる充実

児童・生徒が個別最適かつ協働的な学習に取り組み、教職員がよりよい教育実践に努められる手法の1つとして、校務DXの着実な推進と定着を図り、教育に関わる全ての人たちが安心して利活用できるICT環境整備に取り組みます。【関連施策案1-3. 2-1】

③ 多様性を尊重するインクルーシブ教育の推進（個に応じた支援の強化）

全ての児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育を推進していきます。通常の学級、通級による指導、特別支援学級といった多様な学びの場が必要であるため、令和12年度までに特別支援学級の全校設置の実現を目指すとともに、個に応じた支援の取り組み強化に努めます。【関連施策案1-4.1-5】

④ 教職員の専門性向上と「人」を活かす働き方改革

多様化・複雑化する課題に対し、さまざまな資質・能力が求められる教職員が個々の専門性を高められる環境を支援することで、組織全体としての課題への対応力の向上と効果的な役割分担につなげるとともに、個々のやりがいの向上を図ります。教育現場を支える、外部人材やICTを活用した業務改善を推進します。【関連施策案2-1. 2-2】

⑤ データに基づいた政策立案と実践

教育に関する定期的なデータ収集と分析を行い、施策等の実践の効果を検証し、改善に活かすシステムと体制の構築に取り組みます。データに基づく計画・実施・評価・改善のサイクルを確立し、教育の質の向上を図ります。【関連施策案5-3】

4 改定後の施策体系（案）

計画前期を振り返り、コロナ禍の多大なる影響を受け、学びのあり方が大きく変わり、教育に関わる課題はより多様化・複雑化しています。今後さらに多様化・複雑化が進むことが想定される教育課題について、個別の課題を整理し、丁寧に、きめ細やかに対応していくため、施策を細分化するとともに、領域横断的な連携・連動をもって課題解決への取り組みを推進すべきものを重点施策と設定します。

基本理念

▼基本方針（3）

▼政策（7）

▼施策（23）→（24）

※重点施策（8）→（10）

学びあい
育ちあい
支えあう
茅ヶ崎の教育を創造する
豊かな人間性と自律性をはぐくむ

基本方針1
未来を拓く力を
はぐくむ学校教育の
充実

政策1

児童・生徒の資質と能力を
はぐくむための授業づくりと
学びを支える体制の構築

●1-1 地域の教育資源を生かした学校運営【重点施策】

●1-2 学校運営や教育課程の改善のための指導・助言

○1-3 ICTを活用した学習環境のさらなる充実【重点施策】

○1-4 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育の推進【重点施策】

○1-5 児童・生徒の抱える諸課題への学校の対応力の向上と

安心して教育を受けられる環境の整備【重点施策】

○「ICT環境の充実」を特出しし重点施策とする

○「児童・生徒に寄り添った教育環境の充実」を
インクルーシブ教育と、いじめ・不登校等に係る重
点施策として細分化

政策2

質の高い学びを創るための教職員の
人材育成と働きやすい環境の整備

○2-1 教職員の働き方改革と校務DXによる

子どもと向き合う環境づくり【重点施策】

○2-2 教育活動の実践展開に役立つ研修及び情報の収集と提供

○「教職員の教育活動への支援」から「教職員の働き
方改革」を特出しし、重点施策とする

○「研修」と「情報の収集と提供」を一連で捉え、教職
員の人材育成、資質向上を目指す施策に再編成

政策3

子どもと大人が共に育ちあう
社会教育の推進

●3-1 社会教育関係職員の人材育成

●3-2 学びと交流を通じた地域の教育力の向上【重点施策】

●3-3 青少年の居場所づくりと青少年育成に係る体制の整備

●3-4 情報拠点としての図書館の充実

●3-5 家庭教育・幼児期の教育を支えあう環境の醸成

政策4

郷土に学び未来を拓く
学習環境の整備

●4-1 郷土の自然や歴史・文化を学び、
ふるさと意識を醸成する教育活動の展開【重点施策】

●4-2 文化財の保護・活用

○4-3 地域の自然・歴史・文化を保存継承する拠点としての
博物館の充実

○博物館の施策を特出しし、新規施策として追加

政策5

教育的効果を高める
教育行政の推進

●5-1 教育行政の円滑な運営

●5-2 教育行政の点検・評価と進行管理の推進

●5-3 教育に関する基礎研究の推進【重点施策】

●5-4 学校の適正規模及び適正配置の推進

政策6

安全で安心な教育施設の整備

●6-1 教育施設の再整備【重点施策】

●6-2 計画的な教育施設の維持保全

政策7

子どもの健やかな成長を支える
教育環境の整備

○7-1 栄養バランスのとれた学校給食の提供と食育の推進

●7-2 児童・生徒の就学支援

●7-3 児童・生徒の健康管理の推進と

子どもを取り巻く環境の安全対策【重点施策】

○「中学校給食の実現」を達成したことにより、学校
給食に係る施策をまとめる